

麻薬・覚醒剤・大麻 乱用防止運動

(令和7年10月1日～11月30日)

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、
危険ドラッグ等の薬物乱用は、
乱用者個人の健康上の
問題にとどまらず、
家族・友人をはじめ、
社会生活上様々な問題を
引き起こします。



近年SNS等では大麻に関する
誤った情報が流布されており、
特に**30歳未満の若年層**に
おける大麻の乱用が
深刻な事態となっております。

薬物乱用を未然に防止するため、
県南保健福祉事務所では、
標記運動を実施し、
薬物乱用防止の啓発を行うとともに、
「**薬物乱用防止教室**」**出前講座**を
受け付けております。
お気軽にご相談下さい。



福島県県南保健福祉事務所 医療薬事課
TEL:0248-22-5479 (平日8:30～17:15)